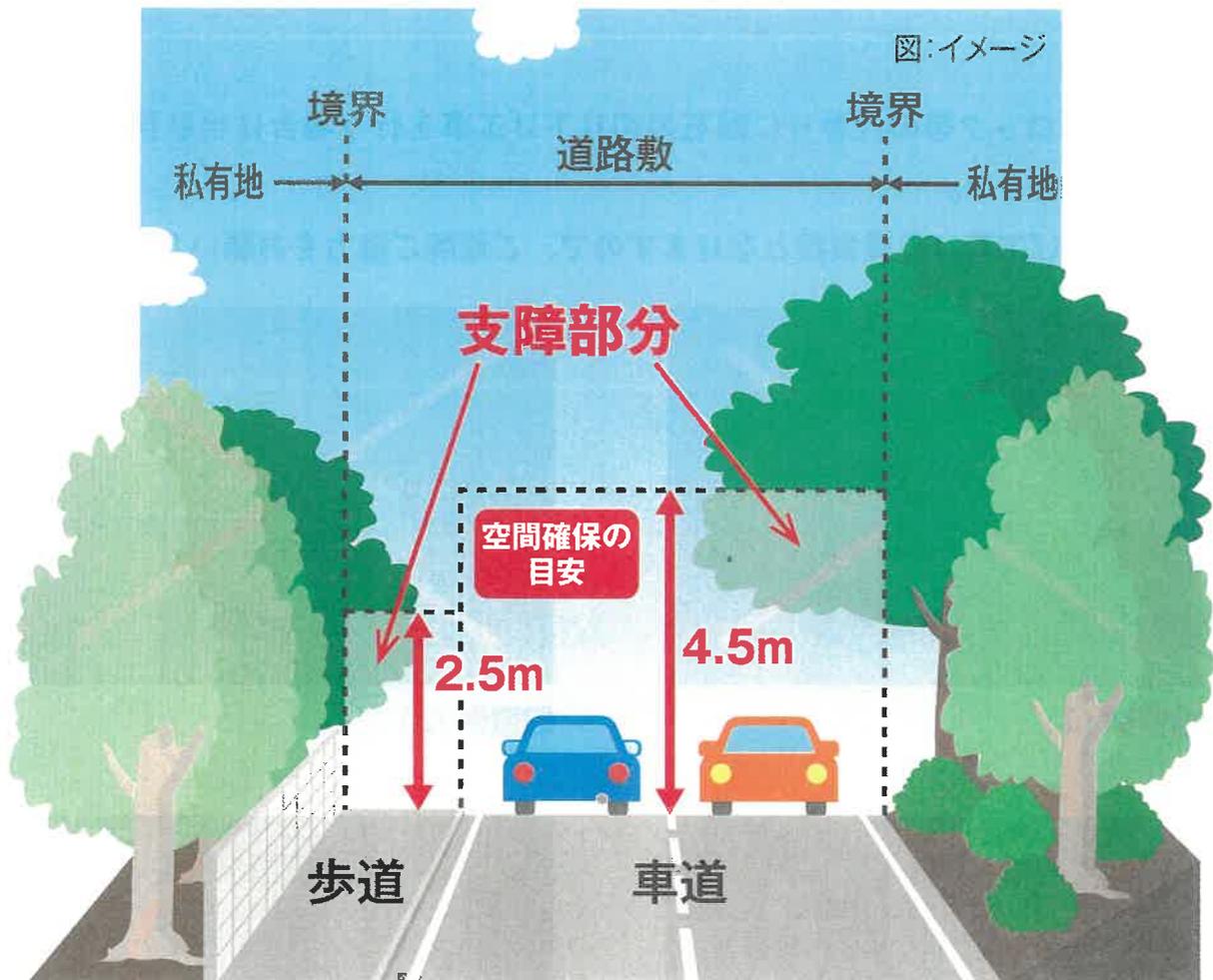


道路に樹木が張り出していませんか？

定期的な樹木の管理をお願いします

- 私有地から道路に張り出した樹木が道路上におおいかぶさると、通行の安全に支障となる場合があります。
- 私有地から生えている樹木は所有者が管理するもので、県では切ることができませんので、樹木所有者の皆様は定期的な剪定・刈込みをお願いします。



大田原土木事務所からのお知らせ

- 道路法では、次の行為が禁止**されています。
 - ・道路を損傷したり、汚損したりすること。
 - ・道路に土砂、竹木等をたい積したり、**道路上で交通を妨げるような行為**をすること。
- 樹木が道路に倒れて、通行人が怪我をしたり車が破損した場合、樹木所有者が相手から**民法の不法行為による損害賠償**を請求されることもあります。
- 皆様が所有する樹木が、道路に張り出すことのないように適切な管理をお願いします。**なお、道路法の禁止行為に当たる場合は、土木事務所長が樹木の移転や伐採命令を出すことがあります。

道路上の乗り入れ用ブロック等の撤去のお願い

道路上に「車の乗り入れの段差を解消するためのブロック等」を設置していませんか？

歩道と車道の段差を解消するために道路上にブロック等を置くことは、歩行者や自転車、バイクの転倒につながるため、大変危険です。

乗り入れブロックが原因で事故が発生した場合、設置者に事故の責任が及ぶ場合がありますので、設置している方は撤去されるようお願いいたします。

乗り入れ用ブロック等の代わりに縁石の切り下げ工事を行う場合は当事務所（下記）へお問い合わせください。

なお、切り下げ工事は自費負担となりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



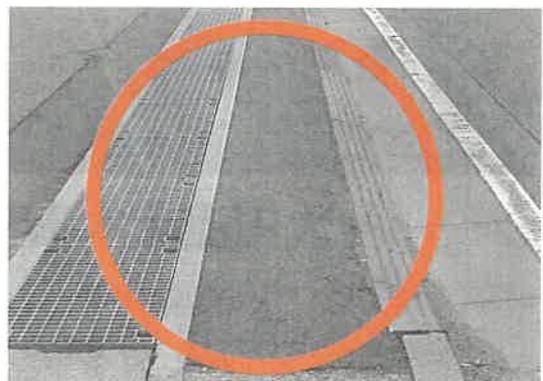
設置例 (1)



設置例 (2)



設置例 (3)



切り下げ工事例

～問い合わせ先～

〒324-8765

栃木県大田原市本町2丁目2828-4

栃木県大田原土木事務所 保全部 保全部管理課

☎0287-23-6613

